

健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

※裏面の注意事項を必ずお読みください。

※預金口座振替依頼書・自動払込用申込書も合わせて提出必要

健康保険組合使用欄		
常務理事	事務長	担当者

下記のとおり、別途預金口座振替依頼書を添付して申請します。

①健康保険被保険者等の記号および番号	記号					番号													
フリガナ																			
②被保険者氏名																			
③資格取得年月日	年			月			日			④資格喪失年月日 (退職日の翌日)	年			月			日		
⑤被保険者の生年月日	☐ 昭和			年			月			日			⑥資格喪失時の年齢			歳			
☐ 平成																			
⑦勤務していた事業所																			
⑧納付方法選択 ※チェックがない場合は、月払いになります	☐ 月払い			☐ 6ヵ月ごとの前納			☐ 1年ごとの前納			※別途「預金口座振替依頼書」の提出が必要です									
⑨申請者の現住所 ※退職後に連絡がとれるもの	〒																		
⑩申請者の住民票住所 ※現住所と同じ場合は同上	〒																		
(フリガナ) フリガナは@の前部分を記入ください											⑫電話番号 ※日中連絡がとれるもの								
⑪メールアドレス ※退職後に連絡がとれるもの																			
⑬備考																			
【保険料誓約書】																			
私は、任意継続被保険者資格にかかる保険料について、その納付額を指定された納付期限までに遅延なく納めることを、ここに誓約します。万一、保険料の納付が遅延し、指定された納付期限までに貴健康保険組合で確認できなかったときは、納付期限の翌日から任意継続被保険者資格が喪失となることに合わせて、「資格確認書」(交付されている場合)を返却することに同意し、任意継続被保険者資格取得を申請します。																			
(フリガナ)																	申請日		
⑭申請者の氏名																	年	月	日
⑮確認欄 (確認の上、チェックを入れてください)		☐ ⑭申請者の氏名【保険料誓約書】を記入しました。																	
		☐ 別途預金口座振替依頼書を添付しました。(登録印相違防止のため、事前にご確認ください。)																	

<注意>

- ・現在の被扶養者は、扶養認定基準を変わず満たしている(収入要件等に変更無)場合は、資格が継続されます。扶養から削除される場合は、別途、扶養削除の手続きを行ってください。
- ・健康保険法第37条の規定により**資格喪失の日から20日以内に申請しなければなりません**。ただし、正当な理由があると認められるときは、この期限を経過した後も受理することができますので、その場合は遅延した理由を備考欄に記入してください。
- ・申請後、転居等により住所、電話番号が変更になった場合は、必ずご連絡ください。
- ・ご記入いただいた個人情報は、任意継続の申請手続きにのみ利用させていただきます。

受付印

以下は記入しないでください。

資格喪失時の 標準報酬月額	※健保で記入 千円	資格確認書 交付有無	
預金口座振替依頼書		有	無

<提出先およびお問合せ先>

YKK健康保険組合

〒938-8601 富山県黒部市吉田200

TEL: (外線)0765-54-8650 (内線)772-3920

FAX: (外線)0765-57-0326 (内線)772-3929

【「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を提出される皆様へ】

※喪失日(退職日の翌日)から再就職が決まっている場合は、そちらで加入することになります。任意継続資格取得申請書の提出は必要ありません。

任意継続被保険者制度は、退職後引き続き当組合の被保険者になることが出来る任意の制度ですが、健康保険法上さまざまな条件があります。下記の注意事項を十分ご理解のうえ、申請書を提出願います。

1. 任意継続の加入期間について

- (1) 任意継続の加入期間は、任意継続被保険者となってから**2年間**です。ただし、以下の理由に該当する場合は2年を経過する前に、**任意継続の資格を喪失**することとなります。

- **保険料を期限までに納めなかったとき(特にご注意願います)**
- 任意継続被保険者が死亡したとき
- 再就職をして他の健康保険や共済組合などの被保険者となったとき⇒ **必ずご連絡ください。**
- 後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
- 任意継続被保険者本人が脱退を希望したとき (脱退日は、申出が受理された日の属する月の翌月1日)

2. 任意継続被保険者の保険料について

- (1) 任意継続被保険者の保険料は、事業主負担がなくなりますので、**全額自己負担**となります。

保険料の基準は退職時の標準報酬月額か、当健康保険組合の平均標準報酬月額(前年9月の全被保険者の月額平均)のどちらか低い方の額に保険料率をかけて算定された金額を納めることになります。

また40歳以上65歳未満の人は介護保険料も全額負担します。

保険料率は、毎年4月に見直しをします。保険料率と平均標準報酬月額の改定により、保険料が上がる場合があります。加入者の退職後の収入とは一切関係ありません。

- (2) 当組合ホームページで、**ご自身の保険料をご確認**ください。(https://www.kenpo.gr.jp/ykk/)

標準報酬月額と保険料一覧

- (参考) 国民健康保険料は、ご自身の前年所得額で算定されます。前年の状況によっては、保険料負担が少なくなる場合がありますので、**事前にお住いの市区町村へご確認のうえ、加入する健康保険を決めてください。**

3. 保険料の納付方法について

- (1) 納付方法の選択

月払い、6ヵ月ごとの前納、または1年ごとの前納を選択できます。3種類から選択していただきますが、納付方法選択欄にチェックがない場合は、月払いを選択されたと判断いたします。

- (2) 前納制度について

前納制度の対象期間は、6ヵ月分ごと、1年分ごとがあります。6ヵ月分ごとは、4月分から9月分、および10月分から翌年3月分。1年分ごとは、4月分から翌年3月分となっています。ただし、取得月の保険料は対象外で割引がない金額になり、資格取得月の翌月から前納の割引金額となります。

※前納は、前払いいただくことが条件になりますので、必ず期日を守ってください。

(詳しい説明は、当組合ホームページをご確認ください: https://www.kenpo.gr.jp/ykk/)

4. 資格確認書の発行について

- (1) 資格確認書とは、現行の健康保険証と同等の内容が記載されたものです。保険証の代わりとして医療機関を受診できます。YKK健康保険組合では、A4サイズの紙面での交付となります。(再交付の際は手数料がかかります。)

取得日時時点で、マイナンバーカードを取得していない方、マイナ保険証の利用登録をしていない方のみ、当組合で資格確認書を職権交付させていただきます。資格確認書の有効期限内に資格喪失(扶養削除を含む)となった場合は、当健康保険組合に返却が必要です。有効期限が切れた資格確認書につきましては、返却の必要はありませんが、個人情報を含むものですので、ご自身で適切に廃棄くださいますようお願いいたします。

※ 交付手続きに1～2週間を要しますので、**マイナンバーカードをお持ちの場合はマイナ保険証の利用登録をおすすめいたします。**